

板橋区環境マネジメントシステム運用要綱

令和8年3月31日区長決定

（目的）

第1条 この要綱は、環境マネジメントシステム（以下「EMS」という。）の運用に関し必要な事項を定め、板橋区（以下「区」という。）の事業活動における環境負荷の低減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）EMS

区が環境配慮及び環境保全に関する取組を進めるに当たり、その方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組むための推進体制及び組織運営等の仕組みをいう。

（2）実行部門

東京都板橋区組織条例（昭和39年板橋区条例第50号）第1条の規定により設置した部並びにまちづくり推進室、会計管理室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局及び区議会事務局の各組織単位をいう。

（3）各課・施設

実行部門に属する課、係及びこれに準ずる組織並びに区の施設（区立小中学校、区立幼稚園、指定管理施設を含む。）をいう。

（4）職員等

区において業務に従事する職員（正規職員及び会計年度任用職員）並びに区が指定管理者として指定した事業者（当該事業者の従業員を含む。）をいう。

（適用範囲）

第3条 この要綱は、区が行うすべての事務事業（区の指定管理施設における指定管理者の事業活動を含む。）に適用する。

2 この要綱の適用範囲に関し必要な事項は、EMSマニュアルで定める。

（「エコポリス板橋」推進本部）

第4条 EMSの推進に関する事項は、「エコポリス板橋」推進本部（以下「推

進本部」という。)において審議し、決定する。

2 推進本部の組織及び運営については、別に定めるところによる。

(推進体制)

第5条 区長は、EMSの総責任者として、環境管理責任者及び環境管理事務局
その他必要な推進体制を整備する。

2 環境管理責任者は、資源環境部長の職にあるものをあてる。

3 環境管理事務局は、資源環境部環境政策課とする。

4 区長及び教育長は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの
転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく特定事業者として、エ
ネルギー管理統括者その他必要な推進体制を整備する。

5 エネルギー管理統括者は、区長部局においては資源環境部長の職にあるも
のをあて、教育委員会においては、教育委員会事務局次長の職にあるものをあ
てる。

6 前各項に規定する推進体制の詳細は、EMSマニュアルで定める。

(環境方針)

第6条 区長は、区の環境配慮及び環境保全に関する基本的方向を定めた環境
方針を策定し、公表する。

(環境目標)

第7条 EMSにおける組織全体の環境目標は、環境管理責任者が作成し、推進
本部での審議を経て、区長が承認する。

(各課・施設における取組)

第8条 各課・施設は、その所管する業務について、EMSが定める手順に従い、
環境負荷の低減及び環境法令の遵守のため、必要な措置を講じなければなら
ない。

(環境教育)

第9条 環境管理事務局は、職員等がEMSに関する知識を習得し、環境配慮行
動を理解し実践できるよう、環境教育を実施する。

(環境行動モニタリング)

第10条 環境管理事務局は、EMSが適切かつ継続的に運用されていることを
確認し、区の事業活動における環境改善活動の推進及び環境負荷の低減を図
るため、環境行動モニタリングを実施する。

2 モニタリングの対象、項目、方法及び頻度は、EMSマニュアルで定める。

（外部知見の活用）

第11条 環境管理事務局は、EMSの実効性及び信頼性を高めるため、外部専門家による外部評価を定期的に実施し、その指摘事項等を継続的改善に反映させるものとする。

（EMSの見直し）

第12条 環境管理責任者は、EMSの有効性を継続的に向上させるため、毎年度、取組状況等を推進本部へ報告する。

2 区長は、前項の報告及び推進本部での審議を踏まえ、必要がある場合は、環境管理責任者に対し改善を指示することができる。

3 環境管理責任者は、前項の指示に基づき、EMS文書の改訂その他必要な措置を講じ、その結果を職員等へ周知する。

（情報公開）

第13条 環境管理事務局は、EMSの活動成果等を毎年度公表し、透明性及び説明責任の確保に努める。

（委任）

第14条 この要綱に定めのない事項は、環境管理責任者が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（板橋区環境管理組織に関する要綱の廃止）

2 板橋区環境管理組織に関する要綱（平成10年10月30日区長決定）は、廃止する。

（内部環境監査要綱の廃止）

3 内部環境監査要綱（平成10年10月30日区長決定）は、廃止する。